

門真市赤ちゃんの駅事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育所等の公共施設等において、授乳、おむつ替え等ができる施設（以下「赤ちゃんの駅」という。）として認定する赤ちゃんの駅事業を実施することにより、乳幼児を持つ保護者が安心して外出をすることができる環境を整備し、もって子育ての不安及び負担の軽減を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 赤ちゃんの駅を利用できる者は、乳児及び幼児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第1号及び第2号に規定する乳児及び幼児をいう。以下同じ。）を連れて、かつ、授乳若しくはおむつ替えの場所又は調乳用のお湯を必要としている保護者とする。

(対象施設)

第3条 赤ちゃんの駅の対象施設は、市内の公共施設又は小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設その他の民間施設とする。

(設置要件)

第4条 前条の対象施設は、次に掲げる全ての要件を満たす施設（調乳用のお湯を提供しない施設については、第3号を除く。）とする。

- (1) 授乳ができる設備があること。この場合において、プライバシーの確保ができるようカーテンやパーテーションで仕切る等の対応を行うこと。
- (2) ベビーベッド（おむつ替え台）等、おむつ替えができる設備があること。
- (3) 乳児用調整粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン（平成19年6月5日食安基発060501号・食安監発0605001号厚生労働省医薬食品局安全部基準審査課長・同監視安全課長通知）に沿った調乳用のお湯の提供ができること。

(認定の申請)

第5条 赤ちゃんの駅の認定を受けようとする施設の運営管理の責任者（以下「申請者」という。）は、門真市赤ちゃんの駅認定申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(認定の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、施設の

認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、施設の認定を決定したときは、門真市赤ちゃんの駅認定書（様式第2号）及び赤ちゃんの駅の旗を交付する。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、認定しないことを決定したときは、門真市赤ちゃんの駅却下決定書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
（旗の設置）

第7条 前条第2項の規定により認定された施設（以下「認定施設」という。）の管理者（以下「認定施設管理者」という。）は、赤ちゃんの駅の旗を玄関先等、赤ちゃんの駅の利用者（以下「利用者」という。）の目に付きやすい場所に掲示するものとする。

2 赤ちゃんの駅の旗の掲示及び管理は、認定施設管理者が行うものとする。
（利用条件）

第8条 利用者は、各認定施設管理者が示す利用条件のもとで、各施設の施設管理者の指示に従い利用するものとする。
（認定内容の変更）

第9条 認定施設管理者は、認定した内容の変更をするときは、門真市赤ちゃんの駅変更届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。
（認定解除の届出）

第10条 認定施設管理者は、認定を解除しようとするときは、門真市赤ちゃんの駅認定解除届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。
（認定の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、認定施設の認定を取り消すことができるものとする。

(1) 認定施設が第4条各号に掲げる設置要件を満たさないことが明らかになったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、認定施設として適当でないとき。

（個人情報の保護）

第12条 認定施設管理者が利用者の氏名等を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）又は門真市個人情報保護条例（平成11年門真市条例第14号）の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を

適正に取り扱わなければならない。

(細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、赤ちゃんの駅事業実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前において門真市教育委員会が赤ちゃんの駅の認定をした施設については、第6条第2項の規定に基づいて認定されたものとみなす。